

PCB廃棄物の処理期限について（論点）

- PCB廃棄物特別措置法により、保管事業者は定められた期間内にPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託しなければならないとされており、環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が期間内に処理を行わない場合には、必要な措置を構はずべきことを命ずることができることとされている。この処理期間の期限は、現在、平成28年7月と定められている。
- 高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物及び微量PCB汚染廃電気機器等の処理の現状と見通しに鑑みれば、現行の28年7月の処理期限までに処理を完了することは困難な状況。
- わが国における早期のPCB廃棄物の処理完了に向け、国、都道府県市、保管事業者、処理事業者等が、確固たる意思をもって、それぞれの責務・役割を果たしていかなければならない。このため、適切な処理期限を設定し、その期間に関係者の努力を集中することが重要。

（期限の目安）

- 処理期限について、関係者が最大限努力を図った場合に、PCB廃棄物全体の処理完了が達成すると見込まれる期限まで延長することが適当ではないか。
- 処理期限の検討に当たって、処理に最も時間がかかるのは、処理が着手されたばかりである微量PCB汚染廃電気機器等であると考えられる。
- 一方で、具体的な期限については、ストックホルム条約で求められている年限（平成40年）までに処理が完了できるようにすべき。
- このためには、処理期限が到来してもなお未処理の廃棄物についても、PCB廃棄物特別措置法に基づく命令等により確実に処理をさせるよう措置する期間として一定期間（例えば2年間）を見込んで、処理期限の年次を設定することが適当ではないか。

（それぞれのPCB廃棄物の早期処理）

- それぞれのPCB廃棄物については、全て処理期限まで処理を続けるのではなく、関係者の対策に基づく処理の見通しを踏まえて適切なスケジュール

ルを設定し、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むことが適切ではないか。保管事業者は、都道府県市の指導等に従い、処理施設への計画的な搬入など早期処理に協力することが求められる。

- 高圧トランス・コンデンサ等の処理については、国及びJESCOは、できるだけ早期に処理が完了するよう、各事業エリアごとに、具体的な処理見通しを設定し、適切に進行管理を行うことが重要ではないか。
各事業所ごとの操業期間については、今後の処理推進策について地元地域の理解を得ながら、さらに詳細を検討することが必要ではないか。
- 安定器等・汚染物については、国と自治体等が協議を行い、できる限り早期に処理がなされるよう、国、関係自治体が協力して処理体制を確保すべきではないか。
- 微量PCB汚染廃電気機器等については、今後の処理施設の整備状況によるが、既存の産業廃棄物処理施設を活用した無害化処理認定制度の着実な運用を図れば、今後、その処理量は増大すると考えられるため、環境省は、特に、筐体の処理施設について、この制度の着実な運用を図り、処理能力を増大させることが必要ではないか。

(使用中の機器)

- 使用中の機器の取扱いについては、環境省は関係省に対し、PCB廃棄物処理の状況を情報提供しつつ、連携して検討を行うことが必要ではないか。特に、高圧トランス・コンデンサ等については、関係省や事業者団体と連携して、使用中機器の台帳を作成するなど早期にその使用実態を把握し、JESCO処理施設が稼働している期間に処理を行うようにすることが必要ではないか。